# 札幌市多文化共生・国際交流基本方針 ~世界中の多様な人々とともに生きる都市さっぽろ~(案)に対する パブリックコメントの概要と札幌市の考え方

2024年(令和6年)3月 札幌市総務局国際部

> 市政等資料番号 01-A04-23-2812

# 1 パブリックコメント実施概要

(1) 意見募集期間

2023年(令和5年) 12月22日(金)から2024年(令和6年)1月26日(金)まで

- (2) 意見用紙の配布・公表場所
  - 札幌市総務局国際部交流課(市役所本庁舎 10 階北側)
  - 札幌市役所2階市政刊行物コーナー/1階パンフレットコーナー
  - 地下鉄大通駅ふれあいパンフレットコーナー
  - 札幌国際プラザ(札幌市中央区北1条西3丁目札幌MNビル3階)
  - 札幌留学生交流センター(札幌市豊平区豊平6条6丁目5-35)
  - 札幌国際交流館(札幌市白石区本通南 16 丁目 4-37)
  - 各区役所・区民センター・まちづくりセンター
  - 市ホームページ
- (3) 意見の提出方法

WEB(ホームページ上の意見募集フォーム)、郵送、持参、FAX、電子メール

# 2 実施結果

# (1) 提出方法別内訳

提出方法	WEB	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	18人	0人	1人	0人	3人	22人
意見件数	52 件	0件	3件	0件	27件	82 件

## (2) 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40 代	50代	60代	70歳以上	合計
人数	0人	1人	3人	3人	6人	7人	2人	22人

## (3) 居住区別内訳

<u>N</u>	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
人数	8人	3人	5人	3人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	22 人

#### 3 意見に基づく当初案からの変更点

該当部分	本文修正前	本文修正後		
第4章 5つの目標における施策	札幌市立星友館中学校	札幌市立星友館中学校		
の方向性	(公立夜間中学)及び	(公立夜間中学)及び		
・目標1-② 日本語教育の推進	札幌市立大通高校にお	札幌市立大通高校にお		
外国にルーツを持つ子ども	いて、外国人在校生に	いて、 <u>引き続き</u> 外国人		
などへの日本語教育 (P34)	向けた日本語指導を実	在校生に向けた日本語		
・目標2-② 教育機会の確保	施するなど、支援体制	指導を実施 <u>し</u> 、支援体		
学校における日本語の指導・	の充実を図ります。	制の充実を図ります。		
支援(P40)※再掲				

#### 4 意見の概要と札幌市の考え方

いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約し、また、類似のご意見について は集約して記載しています。

意見の概要 市の考え方

#### 第2章 札幌をとりまく近年の社会情勢・国際情勢

#### P8 外国人材の受け入れ・共生に向けた動きについて

在留資格「特定技能」で来道している技能研修 生の犯罪率が高い現状では、理解も共感も無 理がある。

「特定技能」の外国人の犯罪率が高いという 事実は確認できておりませんが、日本人も外 国人も、誰もが安心して暮らせる社会となる よう、取組を進めます。

グリーン・トランスフォーメーション (GX) 関係企業は、超巨大プロペラの風力発電業者か太陽光発電業者で、低周波公害、野鳥の殺戮、景観破壊、水源汚染、光害を及ぼし、再エネ課賦金を海外に持ち去る外患でしかないため、協力的にはなり得ない。

太陽光発電設備の設置については、電気事業 法及び発電用太陽電池設備に関する技術基準 を定める省令などに沿って、保安水準の確保 や公害の防止等の措置がなされることとなっ ています。

また、洋上風力発電施設の建設・運用については、電気事業法及びその運用である洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説に沿って、国において安全性に係る審査が行われることとなっています。

Rapidus 製造拠点の関係者、台湾企業に 1 兆 4千億円もの日本国民の税金が投入された経 緯があり、協力的にはなれない。

Rapidus㈱が進める、千歳市への国産次世代半 導体の製造拠点の整備に伴い、近隣市町村へ の半導体関連産業の集積が予想されており、 札幌市もこの好機を捉え、市内産業の更なる 振興などにつなげるため、関連企業の誘致や 人材確保・育成等に取り組んでいきます。

移民を受け入れてはどうか。特定技能は中途 半端。

外国人の受入れについては在留資格制度のあり方と密接に結びついており、国において様々な検討が進められているものと承知しています。市としても引き続き国の議論を注視していきます。

## 第3章 基本方針で目指す姿

# P19 基本方針において目指す姿と5つの目標について

多文化共生の推進の5つの目標それぞれに、 多くの取組があり、広く網羅されていると感 じた。一方、取組全体の進捗管理や検証に関す る記載がない。市の他計画では外部会議で当 事者などによる検証をしているので、この方 針についても仕組みを設けて、当事者意見を 取り込むことを明確化するべきではないか。 進捗管理等については4ページに記載しており、行政評価の仕組みや、今後立ち上げを予定している外国人市民の意見を直接聞く枠組みなどを通じて、対処すべき課題や取組の効果等を検証しながら進めるほか、基本方針の策定から概ね5年の段階で見直しを行うこととしています。

#### 第4章 5つの目標における施策の方向性

P26 目標 1-① 相談体制の整備、行政・生活情報の多言語化について

出産・保活・就学・進学まで子育て支援や教育 支援がなければ安心して暮らすことができない。生活支援も含め、多言語による情報提供、 相談窓口だけでは十分とせず、地域とつなが る次のステップとなるような支援体制を作っ てほしい。

全体を統括する異文化間コーディネーター (日本語支援、役所の手続きなど、市内在住の 外国籍者が抱える多様な困難について、行政 と繋ぐ対応が可能な専門員)を常勤職で国際 プラザ等に配置すべき。

報道機関がボランティア=無償の様に伝えているが、海外では有償ボランティアの比率が高い。さっぽろコミュニティ通訳として派遣される外国語ボランティアに交通費だけ支給することは、議事録を残した検討を経る事なく、一部市幹部による密室談義で決められた。外国語ボランティアの待遇について、議事録を残した検討会議は過去一度も開かれておらず、市政の透明性が失われている。過去の国際部長は、「さっぽろコミュニティ通訳」に派遣される外国語ボランティアの待遇について検討を進めて参ります、と繰り返すだけで、一度も実行されず虚偽説明を続けている。

さっぽろコミュニティ通訳派遣は、もともと 区役所内だけでの対応であり、学校、認可保育 所等に拡大する事には反対である。授業や習 い事での通訳は、外国語ボランティア活動の 範囲を超えるもので、さっぽろコミュニティ 通訳派遣制度の発足当初には、除外されてい た。外国語ボランティアの負担が重いので、別 枠の制度を設けて有償ボランティアとするべ きである。 今後、家族滞在の外国人も増えていくと見込まれることから、妊娠・出産から教育まで、各段階にわたる切れ目のない支援が重要と考えます。相談窓口の運営や日本語学習支援などを有機的に連携させながら、寄り添った支援に取り組みます。

市が設置し札幌国際プラザが運営する「さっぽろ外国人相談窓口」では、外国人市民から多様な相談が寄せられ、常駐する相談員が市役所はもとより様々な関係機関・団体等と連携しながら、課題解決をサポートしています。今後も相談者に寄り添いながら支援を行っていきます。

さっぽろコミュニティ通訳制度は、札幌市からの補助により札幌国際プラザが運営する制度です。

制度運用にあたっては、関係機関や実際に活動する通訳者等と情報や意見交換をしながら、改善を続けています。

2021 年度(令和3年度)より、乳幼児健診など保健医療等に関わる活動に対しては、より専門的な知識やスキルを必要とすることや負担の大きさを考慮し「特定行政通訳」という区分を新設し、通訳者に謝金を支払うようにしています。

さっぽろコミュニティ通訳は、外国人が学校 や保育所、区役所等で円滑に手続き等ができ るよう、一定の研修を受けたボランティア通 訳者を派遣する制度です。派遣対象活動は、手 続きや個人懇談、見学等であり、当初から授業 や習い事に対しては派遣しておりません。ま た、乳幼児健診など保健医療等に関わる活動 に対しては、より専門的な知識やスキルを必 要とすることや負担の大きさを考慮し、2021 年度(令和3年度)から「特定行政通訳」とい う区分を新設し、通訳者に謝金を支払うよう にしています。

なお、札幌国際プラザ外国語ボランティアは、 市民が交流の主役となって、国際交流やコン ベンションを支える活動をするための制度で あり、さっぽろコミュニティ通訳とは目的や 登録手続が異なる制度です。

学校から保護者に重要な連絡・通知を行う際、 必要に応じて日本語以外の言語も使用することを標準化する必要がある。

カナダ・トロント市では、保護者に重要事項を 通知する際に、必要に応じて6種類の言語を 併記しており、その翻訳には外国にルーツを もつ保護者たちが協力していた。

英語、中国語、ハングルその他主要な外国語で 多言語化も良いが、「やさしい日本語」によっ て、外国人も我々も暮らしやすくしたら良い のではないか。

市民サービス向上のため、市役所職員が「やさ しい日本語」を業務に活用できるように研修 体制を整備してほしい。 現在、生徒には1人1台端末が貸与されており、活用しながら支援も行っています。さらに学校からのメールの内容は、10言語以上に翻訳できるシステムを導入しています。今後も、様々な文書の多言語化を充実していく必要があるため、地域や保護者との連携も一つの方法として参考にさせていただきます。

今後も一定の多言語対応は必要ですが、やさ しい日本語は外国人だけでなく子どもなどに も優しい言葉と言われており、活用に向けた 普及啓発に取り組んでいきます。

#### P29 目標1-② 日本語教育の推進について

日本語教育に係る拠点づくりの要望

- ・札幌駅〜大通駅周辺で常設のメイン拠点を 設置(可能ならば、さっぽろ創世スクエア。 図書館もあり、支援活動の様子が市民の目に も止まり、理想的な生涯教育環境を提供でき る)
- ・各区の地域拠点を設置(区役所、ちえり あ、かでる2.7等を含め、人のアクセスしや すい場が理想的)

札幌国際プラザに日本語教育のコーディネーターを配置した日本語支援センターを開設し、学習者のニーズに応えるとともに、支援者の交流拠点としての役割を担ってほしい。同時に、子どもたちへの学習支援は、教育委員会任せではない抜本的な改革が必要。

日本語学習支援の拠点は、まずは誰もが行き やすい中央区の中心部にセンター機能を持つ 拠点(国際プラザ)が必須。その後、各区に 順次設置してほしい。(区役所、区民センタ 本基本方針では、日本語学習支援の拠点となる場の整備を検討することとしています。整備する場所や支援体制のあり方については、様々な要素を勘案しながら、今後具体的に検討していきます。

また、札幌国際プラザでは、日本語教室の開催や子どもの学習支援など様々な事業を展開しており、市としてもこれを補助し共に取り組んでいます。学習者のニーズを把握しながら、より良い支援のあり方について検討していきます。

なお、教育委員会が所管している帰国・外国 人児童生徒教育支援事業においては、現在 も、国際プラザと連携を図っており、引き続 きより充実した仕組みにできるよう取り組ん でいきます。 ー、留学生センター、児童会館、図書館など 住民の集まりやすい場所)

「日本語学習支援の拠点」には、各ボランティア間、ボランティアと学習者、行政と各団体、ボランティアをつなぐ異文化コーディネーターの設置が必要。

日本語センター及びコーディネーターの設置 を希望する。

また外国にルーツを持つ子どもたちの日本語 支援は喫緊の問題。ボランティア依存ではな く、日本語初期指導の教室や専属のコーディ ネーターを設置するなど、市が率先して支援 体制を作り取り組んでほしい。子どもたちの 教育の機会と権利を守ってほしい。

国際プラザは市の中心部にあり、今後も日本 語教育のセンター的な役割を担うことが期待 される。児童生徒の母語は多様化しているこ とから、母語支援のための専門家の配置も望 む。

また、日々成長発達していく子どもたちのライフステージに応じた継続した支援も求められている。子どもたちの日本語教育を推進していく拠点として、また、その子どもたちや保護者を支えるボランティア団体の活動、交流、ネットワークづくりの場として、国際プラザ内に「日本語教育センター」を設置することを希望する。

日本語教室を開催しているボランティア団体の立場として、所管部署に地域の日本語教育コーディネーターと、スタッフ数名を配置してほしい。各区の外国人居住状況やニーズを把握して、勉強したい人と教室をマッチングできるとよい。他の自治体のコーディネーターを参考にしてほしい。また、日本語ボランティア団体は活動場所の確保に困っているが、どこか一か所に集中して場所を設けるのはニーズに合わないので、行政とよく連携したい。

(前ページと同内容)

日本人の友人・知人に日本語を教えてもらいたい外国人住民が一定数いる。これらは20~30代の若い方が多いが、地域のボランティアは60代が多く、ボランティア教室だけでは外国人住民のニーズを満たせない。

一方、市内の複数の大学に日本語教師養成コースがあるが、大学に留学生が少なく交流する機会が限られている。市内で暮らす若年層の外国人住民と、市内の大学生が交流できる場があると、どちらにとっても良い機会となる。

日本語教師養成コースで学ぶ学生は、地域の 貴重な人材であると考えます。学んだことを 生かし、地域の外国人と関われるような方策 を今後検討していきます。

地域で日本語学習支援を行う NPO 等について、市として年に数回の研修実施を希望。特に日本語の初期指導を行う人材のレベルアップが必要。

札幌国際プラザで日本語学習支援者の養成講座を実施しているため、市としてもこれを補助し、より良い人材育成のあり方について引き続き検討を進めます。

日本語支援者(団体)の人材について、コストを抑えつつ、人を回す上で効率的な情報共有・交流を促進するため、「人材バンク」的機能をもつ運営サイト(マッチングアプリも兼ねたもの)を創設してはどうか。

日本語学習支援団体においては、支援者の確保が課題となっていることから、人材育成や 人材確保につながる取組について検討していきます。

日本語教師養成学校で学んだ人たちと、日本 語教師を必要としている人をマッチングさせ る、「人材バンク」の設置が有効。

日本語教室の生徒も先生も札幌市だけではな く、近郊からも参加している。他の市町村と の情報共有を望む。 他の行政機関との会議体などを活用し、効果 的な情報共有に取り組みます。

外国人材と日本語教育について。日本語教育 は対象によって取り組みが違う。特に、技能 実習制度の見直しで問われている日本語教育 は、受け入れ企業側との連携が必要。市は誰 に向けて日本語教育を充実していくのか、十 分検討しなければ中途半端なものになる。

日本語学習支援の体制整備に当たっては、企業とも連携し、働く外国人のニーズを把握しながら検討を進めます。

## P38 目標2-① 多方面の生活支援について

外国人市民の起業 (スタートアップ) 支援について、東京都のように、外国人市民の起業に無担保で 1500 万円を貸し付ける金銭的な支援は、計画倒産による貸し倒れを容認するもので、市民の貴重な税金を差し出す事につながり許されない。

外国人市民の起業 (スタートアップ) 支援は、 産業振興や雇用創出を目的に企業誘致や起業 支援に取り組むものであり、不正な利益享受 を容認するものとは認識しておりません。 外国人の就労や地域への定着について、札幌市内でも人手不足が散見される。札幌には留学生が多く、札幌で就職を希望する人も多いのに、就労につながらず道外に流出している。もっと外国人材を積極的に取り込む施策が必要ではないか。

外国人留学生や日本に居住し市内企業に就業することを希望する外国人と、外国人材の雇用を希望する市内企業が、相互に交流、マッチングする場として合同企業説明会等を開催提供しています。今後も国際ビジネス人材の市内企業への就職及び定着を支援するとともに、市内企業向けに外国人材採用・定着に関するセミナー等を実施していきます。

公共交通の活用で観光客も定住外国人も我々 も住み心地が良く、快適な暮らしができるよ うにすべき。もっと補助金を出したり、乗り放 題切符を充実した方が良い。 札幌市では、市民のみならず観光客の方も利用できる地下鉄や路面電車の一日乗車券を販売しています。また路面電車ではモバイル版の一日乗車券も販売しているところです。

メディカルコミュニケーションホットラインの電話通訳について、医療現場では診察・検査の待ち時間が長く、患者負担で電話をつないだままにはできず、同行通訳ボランティアを依頼されることが多々ある。

医療通訳の提供に関しては、これまで毎年見直しを図りながら事業を実施してきており、 今後も継続的に改善に取り組んでいきます。 また、ボランティア団体が持続的に活動できるよう、支援のあり方について引き続き検討していきます。

病院側で電話通訳を使いたいときも、医師・看護師の個人携帯を使用するわけにはいかず、 結局患者から依頼する形でボランティアが通 訳することになる。

電話代の問題は、無料電話が使える SNS などに札幌市がアカウントを作ることで解決できる可能性があるので是非検討いただきたい。専門知識が欠かせない医療通訳は、特殊な通訳技能を習得するには時間がかかり、また収入が得られないこともあって、医療通訳者たちの高齢化が進んでいる。現在のような無償ボランティアでサービス提供するのは限界。医療通訳のコストをボランティアの善意に頼り続けるのは、サステイナブルな解決法ではなく、価値のある労働に対してきちんと対価の支払われる社会になってほしい。

関西地域では、行政と公立病院と患者が分担 して通訳料を負担する形で、通訳者に報酬を 支払う仕組みを作っているので参考にしてほ しい。

# P40 目標2-② 教育機会の確保

現状、外国にルーツを持つ日本語支援が必要な子どもの受入体制は非常にひどいものなので、まず一刻も早くこれを改善してほしい。全く日本語がわからない子どもをただ自習させ、一週間に一回の取り出し授業を行っているだけの学校さえあった。日本語指導の資格を持った教師を雇用し、日本で生活している外国ルーツの子どもたちが成長できる体制を整える必要がある。

日本語指導担当教員(加配教員)の充実を早 急に進めるべき。ボランティアによる日本語 指導の取り出し授業だけでは、外国にルーツ のある子どもを各教科の中で育てることは難 しく、入り込み授業で指導することが不可 欠。子どもの発達段階に応じたことばの力に ついて知識があり、更に日本語教育を専門的 に学んでいる方を学校現場で増やすことを強 く望む。日本語指導担任教員を増やすこと で、子どもの在籍クラスの担任やボランティ アと連携して指導できる。現在、日本語指導 を担う教員に研修が行われているが、子ども の第二言語の習得は一般的な言語習得とは異 なり、数回の研修だけで効果的な指導に結び 付くものではない。教員が日本語教育を専門 的に学んで日本語指導担当教員となり、様々 な背景をもつ外国にルーツのある子の教育が 充実したものになることを望む。

学校教育における日本語支援について、ボランティアではなく、正規雇用の教員の中で日本語教育の有資格者を増やし、学校内に少なくとも1名は対応可能な教員配置ができるよう、研修プログラムを構築すべき。

日本語指導を担う、専門性の高い教員の養成 が必要。また、日本語指導が必要な児童生徒 の増加に合わせて、日本語指導を担う教員数 を増やしていくことも喫緊の課題。 札幌市の帰国・外国人児童生徒教育支援事業においては、指導協力者を派遣し、取り出し指導を行うとともに、AI 翻訳機を活用するなどして、支援を行っています。本事業以外でも学校が主体となり支援を行っていく必要があり、そのための研修や指導資料の提供なども行っております。また、独立行政法人教職員支援機構等の他機関が実施している研修の周知・活用も含めて、日本語指導の有資格者の確保についても検討していきます。

教員の採用検査において、大学や大学院等で 日本語教育に関する単位を一定程度取得して いる方や日本語教育能力検定試験に合格して いる方に加点措置を行うことで検査の受検負 担を軽減し、日本語教育を専門的に学んだ人 材の確保に努めています。

また、現在実施している研修に加え、関係機 関が実施している研修の周知・活用も進めて いきます。

教職員定数の標準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定められており、その改善については継続して国に働きかけていきます。

学校における教員の研修など人材の指導力向上について、具体的にはどうやるのか。現状、実際に外国人児童生徒に接する担任や教科担任が市教委研修に参加する余裕がない(教頭等の出席が圧倒的に多い)。行政として、日本人外国人問わず、将来を担う子どもたちの教育にもっと時間と人とお金を投入すべき。

現在、年2~3回の研修を実施していますが、年度初めに、研修対象者と日程を明確にし、支援児童生徒に携わる担任や教科担任が参加できるようにしていきます。

学校における日本語指導及び支援の充実について、支援時間制限の撤廃と予算枠の拡大と、夏休み・冬休み中支援の確立(学校ではなく市としての仕組み作りを希望。国際プラザの夏休み・冬休み支援とは別に)を求める。

支援時間については、初期指導を更に充実で きるように、予算枠を拡大しました。引き続 き、支援対象者の推移を注視しながら、必要 な支援が充実できるよう予算の確保に努めて いきます。

また、札幌国際プラザでは、日本語教室の開催や子どもの学習支援など様々な事業を展開しており、市としてもこれを補助し共に取り組んでいます。学習者のニーズを把握しながら、より良い支援のあり方について検討していきます。

日本語支援を必要とする児童生徒の増加が予想される。指導協力者は、謝金を超える交通費を自己負担している場合があり、交通費も含めた予算の確保が必要。

また、指導協力者の日本語指導力向上のため、研修や支援に応じたテキスト、専門書の購入費などの予算も必要。「札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業」の財政基盤の確保等、具体的な短期、長期の目標設定を求める。

謝金については、2019 年度(令和元年度)に 一度増額していますが、それ以降も予算の確 保に努めているところです。また、可能な限 り居住地に近い学校へ支援いただけるよう、 引き続き配慮していきます。

本事業全体についても、支援回数の増加や資料購入、翻訳機器の活用に向けて予算立てしており、その他にも、公募による指導協力者の増員など、今後の支援対象児童生徒の増加を見据えて、初期指導を一層充実することができるよう対応をしていきます。

市立星友館中学校では必要な外国人在校生に対し、日本語指導を実施している。今後新たに行うような表現は紛らわしいので削除を希望する。実際に活動している現場の方たちに失礼で、モチベーションにも影響します。削除でなければ、既活動中の旨を明記すべき。

ご意見を踏まえ、「札幌市立星友館中学校 (公立夜間中学)及び札幌市立大通高校において、<u>引き続き</u>外国人在校生に向けた日本語 指導を実施<u>し</u>、支援体制の充実を図りま す。」に修正します。(上記3に記載のとおり) 外国から来た小・中学生向けに日本語習得を 支援しているが、初期指導は週2~4時間と 絶望的に少ない。文部科学省は最低8時間を 推奨している。早急な実現のため、子どもた ちが通いやすい場所に専門的な知識をもった 支援者が恒常的に日本語指導をおこなう施設 設置をお願いしたい。これにより集中して短 時間で日本語を習得できる。

学校における日本語指導・支援について、日本語を学ぶ初期段階は、地域の学校任せではなく、「場」と「指導者」を設けて集中型初期指導を行うべき。実例が散在型の地方都市にあるので、研究して5年以内の実現をめざしてほしい。日本語が全くできない子どもが学校に通うと教師も大変だが、子どもの精神的な苦痛が大きすぎる。子どもへの日本人らしい細やかな対応をお願いしたい。

対象児童生徒がある地域に集中している状況であれば、集中型初期指導も考えられますが、札幌市のように、広範囲に対象児童生徒が散在している状況であれば、通学への負担等も生じます。現状においては、対象児童生徒数の多い学校に、日本語巡回指導の加配を行うことが最適だと考えています。

なお、支援時間については、初期指導を更に 充実できるように、予算枠を拡大しました。 引き続き、支援対象者の推移を注視しなが ら、必要な支援が充実できるよう予算の確保 に努めていきます。

「同じ境遇の子どもや親同士が集える場所として、学習支援や交流ができる取組」に大いに賛同する。国際プラザの「外国につながる子どものための月イチ学習支援」は大変好評で参加者が増え続けている。

児童生徒は学習だけでなく交流の場を求めて おり、今後も国際プラザを活用するととも に、日常的に集えるように各区に1つずつ居 場所づくりを進めてほしい。 札幌国際プラザでは、子どもの学習支援など 様々な事業を展開しており、市としてもこれ を補助し共に取り組んでいます。全区での展 開は現状では困難ですが、より良い支援のあ り方について引き続き検討していきます。

「外国にルーツを持つ子ども」への「外国語による教育環境の拡充」について、具体的に どの言語の教育環境を拡充するのか。

また、外国語での教育環境の整備は、海外に 進学したい子どものためではなく、子どもの アイデンティティの保護、家族関係への影響 などを考慮して母語支援をするのが本来目的 ではないか。

母語・母文化 [継承語・継承文化] 支援を促進すべき。

母語・母文化の「継承語・継承文化」の支援 も必要。インターナショナルスクール、アラ ビックスクール等独自におこなっている教育 活動に支援してほしい。 外国人市民の急速な増加を背景として、インターナショナルスクール等における英語教育のニーズが高まっていく可能性があると考えています。こうしたニーズへの対応のほか、札幌市では、学校教育法に基づく各種学校のうち、いわゆる外国人学校に対して、子ども達の教育環境の整備を支援することなどを目的として補助を行っており、支援のあり方について引き続き検討を行っていきます。

#### P41 目標 2-③ 災害時の支援体制の整備について

相談や情報配信だけでなく、避難所での外国 人の受け入れ環境の整備も必要ではないか。 避難生活をする避難所自体の多言語化・多文 化受容力の向上が必要。

現在、各避難所には、掲示物などを外国語表記 にした「避難所多言語シート」を配備していま す。引き続き防災訓練などの機会を通じて、避 難所運営に関わる市職員の対応力向上に取り 組んでいきます。

また、災害時には、札幌国際プラザに設置される災害多言語支援センターのスタッフが避難 所を巡回し、外国人の避難者をサポートしま す。

災害発生時の公共施設等における緊急避難誘導時には、外国人利用者も想定した言語面の対応を標準化する必要がある。国際都市として劇場・美術館等の公共施設は、短期滞在外国人を想定した備えが必要。

札幌市地域防災計画においても、外国人は災害時要配慮者と位置づけられており、的確な情報伝達が重要です。防災訓練等の機会を通じて、外国人の存在を前提とした体制の整備を市役所内外に働きかけていきます。

# P46 目標3-① 多文化共生の意識啓発・醸成について

外国人と話すとき、ゆっくり、主語をはっきり、簡単な日本語で、といったことを日本人に 理解してもらう必要がある。

日本人市民、特に若い世代が多文化共生の重要性を意識し、実践できるよう、学校教育において単発の異文化体験のみならず、多文化共生の理解と実践のための恒常的な教育プログラムの開発・実施が必要。

やさしい日本語は外国人だけでなく子どもな どにも優しい言葉と言われており、活用に向 けた普及啓発に取り組んでいきます。

札幌市では、「人間尊重の教育」を学校教育の 基盤に位置付け、生命の尊重、人格の尊重、基 本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文 化なども超えた普遍的な精神の醸成すること が子どもの学びや成長を支えると考えていま す。

現在でも、社会科の学習で国際交流を大切に したまちづくりや、外国の文化・習慣等につい て学んでいたり、総合的な学習の時間で海外 の方々と直接関わり、直接体験を通して外国 の文化に触れる機会を設けていたりするな ど、様々な教育活動で設けています。また、姉 妹都市とのオンライン交流や外国人留学生と の国際交流にも取り組んでいます。

今後も世界の多様な文化を受入れ、尊重しようとする資質・能力を育成していきます。

国際交流として、一般市民が留学生のホストファミリーとなることのできる制度があれば良い。もし現状あるなら周知してほしい。

札幌国際プラザでは、国際交流等を目的に札幌を訪れる外国人のゲストを、市民ボランティアの家庭で受け入れるホームステイボランティア制度を設けています。ホームステイの受入にはまず登録が必要で、1年を通じて随時受付しており、要件や手続き等を札幌国際プラザのホームページにてご案内しています。受入のプログラムの中には、「ホーム・スウィート・ホームステイ」という、日本の家庭文化の体験を希望する道内在住の留学生を、数日間受け入れていただくものもあります。このプログラムは、新型コロナウイルス感染症の影響により休止していましたが、2024年度(令和6年度)中の再開を予定しています。

半数以上の市民が「多文化共生」という言葉を知らない。日本人市民に対する意識の啓発は、本当に大きな課題であると感じる。外国人からの相談は、彼らの問題ではなく、彼らが出会った日本人の偏見や差別からきている問題が多い。

24 ページの図 4-1 では、外国人市民困りごとの3つめが「差別や偏見」であるが、効果的な取組が掲げられているように思えない。国際交流員や留学生等を学校等に派遣しているだけでは、「多文化共生が必要だと考える市民の割合80%」の目標は到底達成できないのではないか。日本人市民への啓発や差別解消の部分がとても薄いので、もっと積極的な取り組

多文化共生社会の実現には、外国人市民のサポートだけでなく、日本人市民の意識啓発も重要と考えています。相手を理解し、受け入れることで偏見や差別の解消につながるよう、出前講座などを活用していくほか、企業・団体などとも連携し、様々な機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。

#### P48 目標3-② 外国人市民の社会参画促進について

居住して税金も納めているにもかかわらず、 外国人市民は意見を述べる場がない。外国人 住民会議を設置し、だれもが住みやすい札幌 の実現のための声を反映できる場を確保して ほしい。

みを期待する。

「子ども議会」と同様に「外国籍市民議会」を 開催してほしい。選挙権のない外国籍市民の 声を活かすためには意見を聞くだけではな く、実際に政策に繋がるような取り組みが必 要である。 外国人市民の声を直接聞く枠組みを立ち上げることとしており、具体的な手法について検討を進めます。

## P50 目標4 世界とともに生きるまち<国際交流・国際協力>について

目標4は経済・観光の分野で対応したら良いのではないか。目標4の「市民」は、誰を示しているのか。外国籍市民も「市民」ではないのか。

国際交流・国際協力は、相互の理解や助け合い 等につながるものであり、必ずしも経済・観光 の分野に限定されるものではないと考えてい ます。また、目標4では、外国籍の方を含めた 市民全体で、互いを理解し尊重する多文化共 生意識を育むことを目標としています。

P52 目標4-① 姉妹・友好都市をはじめとする国際交流の推進 及び

P54 目標4-② 世界冬の都市市長会の活用について

市内のある大学において、外国人留学生の4 割が文部科学省と出入国在留管理庁が求める 日本語能力レベルに達していなかったこと は、留学生を使った定員充足率のかさ上げ、国 からの補助金の不正受給にあたる。

日本人の大学生が借金漬け生活を強いられる 一方で、留学生は学費も寮費も無料の上に、生 活費補助や一時帰国旅費まで補助するのは、 税金の使い方として根本的に間違っている。 大学の評判を著しく低下させる事にも繋が り、日本人大学生の就職率の低下をもたらし かねない。留学生の受け入れの拡大には反対 である。留学生の受け入れは、日本語能力試験 の合格基準値を上げて、授業についていける 留学生のみに縮小すべき。 留学生は札幌と海外の架け橋となり得る貴重な存在であり、誘致や生活面の相談支援等に取り組んでいきます。

なお、国の補助金については、公正に運用され るべきものと考えています。

札幌国際プラザの理事長は、以前は市長が兼任していたが、現在は副市長に委ねている。 市長は国際プラザの理事会に出席しておらず、世界冬の都市市長会の内容を理解すらしていないし、説得力に欠ける。

市長自らが札幌国際プラザの理事長を務める ので無ければ、世界冬の都市市長会に出席す べきでは無い。 札幌国際プラザは、副市長を理事長として、札 幌市の国際化を広く推進しています。

世界冬の都市市長会については、札幌市が事務局を務めており、「冬は資源であり、財産である」というスローガンのもと、ネットワークを生かした活動を推進していきます。

姉妹・友好都市との交流や、温暖化等環境の変化を踏まえた「世界冬の都市市長会」のあり方を見直してほしい。

姉妹・友好都市や世界冬の都市市長会の会員 都市とのつながりは、これまで札幌市が培っ てきた貴重な財産であり、こうした都市との 交流や協力を通じて、相互理解や多文化共生 意識の醸成につなげるとともに、国際社会の 一員として地球規模の課題への対応に取り組 んでいきます。

# P60 目標 5-① 市役所の組織横断的な推進体制の構築について

基本方針の理念を具体的に施策として実行す るため、多文化共生課を新設して施策実現の 中核としての役割を果たしてほしい。

市のどの部署が責任部署として対応するの か。国際部兼務は今でも多忙で手が回ってい ない。継続的施策として決定権を持つ独立部 署を5年以内に設置してほしい。

「国際部」ではなく、新たに独立の多文化共生 部(仮)を作って、継続的かつ体系立った取組 をしてほしい。

「多文化共生」あるいは「人権」を対象とする 課の創設を望む。「女性・子ども・高齢者・障 がいのある方・外国人」の課題を考える際、行 政の縦割り体制が壁となる。10代の男の子で 障害を持った外国人は、どこで対応してくれ るのだろうか。ワンストップの相談体制を望 む。やさしい日本語は、わかりやすく全ての取 り組みに活かされる。お役所の上からの支援 ではなく、寄り添うことを前提とすれば、人権 意識が育まれる。誰にとっても優しい街を考 える担当課の創設を強く望む。

基本方針策定の目的は、札幌市における「多文 化共生社会」の実現を目指すことと理解。まち づくりの重要概念の 1 つにある「ユニバーサ ル (共生)」の位置づけを重視すると、「多文化 共生課」のような「共生」を中心に担当する課 の新設などが必要。

市役所の様々な課が多文化共生施策に取り組 むだけではなく、多文化共生課を設置し本腰 で取り組んでほしい。外国人市民が急増して いく中で現在の体制ではとても間に合わな ll.

2024年度(令和6年度)から、総務局国際部 内に外国人との共生を専任で担当する係を新 たに設置し、体制を強化するとともに、障がい や高齢なども含めたより幅広い分野の共生施 策を推進するユニバーサル推進室などと緊密 に連携しながら、共生社会の実現に取り組ん でいきます。

#### P61 目標5-② 札幌国際プラザと一体となった施策推進体制の構築について

札幌国際プラザの理事に、札幌市内ホテル連|札幌国際プラザは、札幌の多文化共生、国際交 絡協議会代表幹事が居るのは、利益相反に当 たる。雪まつり等における外国語ボランティ ア派遣を受ける側が、札幌国際プラザの理事 会に出席すべきでは無い。

流、MICE※を推進する事業を実施しており、こ れらの事業に対して専門的立場からの意見を いただくため、札幌市内ホテル連絡協議会を 含め、関連のある団体の方々に理事に就任い ただいています。

なお、札幌国際プラザ外国語ボランティアは、 2019年(令和元年)2月まで、春節・雪まつ りの期間中、札幌商工会議所からの案内によ り、同会議所観光ボランティアの活動に協力 して市内ホテル等で活動をしていました。

※Meeting (企業ミーティング)、

Incentive Travel (報奨旅行)、Convention (国際会議・学術会議)、Event/Exhibition (イベント・展示会)

外国から来て札幌に居住する方や、札幌を拠 点に様々な活動をする方、その子どもたちへ の日本語の学習を含めた支援はますます重要 になってきており、様々なサポートを実施す る札幌国際プラザの役割はますます大きくな っている。札幌国際プラザが十分機能するよ うな予算の安定的確保及び施設の拡充、人員 の補充をしてほしい。

札幌国際プラザでは多文化共生社会の実現に 資する様々な取組を進めており、市としても これを補助し共に取り組んでいます。今後も 一定の人的・財政的関与を続けながら、当団体 がこれまでに蓄積してきたノウハウやネット ワークを最大限活用できるよう支援していき ます。

国際プラザの現場では具体的な活動をしっか り行っているが、権限は軽い。予算は少なく、 規模も数年前より縮小されている。これで何 をこれ以上推進できるのか。

行政外部評価会議の議事録で、留学生交流セ ンターの不採算性、再編が課題に挙げられて いる。再編は結構だが、さらなる外国人支援に 結びつかなければ意味がない。

支援等を実施するのではなく、札幌市は当事 者として共に実施していく、に変えるべき。

中長期的な視野で対応できるよう、札幌国際 プラザにより多くの専従職員を配置してほし い。また、市からの出向者は、外国籍市民の現 状に向き合ったことがある人を望む。

札幌国際プラザは市の出資団体であり、今後 も当団体が有する資源を積極的に活用するこ とにより、行政課題の解決に向け市と一体と なって取り組んでいくことに変わりはありま せん。

一方、市の出資団体改革の取組の中で、各団体 に経営の安定化や自主性・自立性の向上を求 めるとともに、市として適切な関与、指導等を 行っていくこととしているため、基本方針に おいては「効果的かつ適正な規模の支援等を 実施します。」と記載したものです。

この方針に基づき、札幌国際プラザをはじめ 様々な市民・団体・企業が重層的に連携を図り ながら活発に活動できる環境づくりを進めて いくことが必要と考えます。また、市職員につ いては、国際プラザへの派遣の有無を問わず、 引き続き、多様な市民に対し適切な行政サー ビスを提供できるよう人材育成に取り組みま す。

#### P62 目標5-③ 市民活動団体等との連携について

市民活動団体等との連携について、無償のボー市民活動団体が持続的に活動できるよう、支 ランティア頼みにしないでほしい。

援のあり方について検討していきます。

市内には日本語のボランティア団体が複数活動しているが、どの団体も活動場所の確保や活動資金に困っている。各団体が継続して活動できるような支援をしてほしい。

ボランティア団体への助成金は、行事用ではなく通常の活動に支給される制度の整備を望む。

(前ページと同内容)

#### 資料編

# 資料3 (仮称)国際交流・多文化共生基本方針検討会議委員名簿について

委員名簿を見るとJICA北海道所長が途中で交 代していた。役職名だけによる委員の選出に 疑問。

国際協力分野の当事者という立場で、JICA 北海道所長として委員に就任いただいたものです。

# 資料 21 市民ワークショップ(外国人市民の困りごと、不安)について

銀行口座開設の課題等は、市の取り組みでは 解決できないが、国や他都市の状況把握に努 めてほしい。

行政書類や表記の多言語化は、基本方針をき っかけに整備を進めてほしい。

市役所内においては、全庁で多文化共生社会 に関する取組を進めていきます。また、市役所 だけでは難しい課題については、様々な主体 との連携を通じた取組を進めます。

行政書類の多言語化については独自に取り組んでいる部署もありますが、全庁的に対応が進むよう、検討を進めます。

# 全体的なこと、その他

軍人年金等を受給している外国人市民の準軍 人は、トラブルを引き起こし易いので、札幌 国際プラザの交流事業に参加できない事を明 記させるべき。国際プラザが発足して以来の 大原則であった。準軍人に協力し過ぎると外 患誘致罪に抵触する事にもなりかねない。

観光ビザで入国後、難民申請が認定されなかったら不法滞在者なので国外退去・送還とすべき。軍人年金等を受給している外国人市民の準軍人は、その事だけでペルソナ・ノングラータ(招かざる客、好ましくない外国人)とみなされても仕方が無く、微罪でも国外退去・送還とすべき。

埼玉県の川口市や蕨市で、トルコ国内のテロ 組織認定された団体に送金していたクルド人 団体は、銀行資産が凍結された。他民族への 武力制圧を声高に叫ぶ狂信的な団体関係者 は、交流事業に参加させるべきではない。 個別の事例についてはお答えしかねますが、 本基本方針で掲げる共生とは、反社会的な団 体及びその構成員までも対象としたものでは ありません。日本人も外国人も、誰もが安心 して暮らせる社会となるよう、取組を進めま す。 外国人が犯罪を犯して逮捕されても、言葉の 問題から大半が不起訴処分で終わっていると 報道されている。また、米軍等の軍人・軍属 は、地位協定によって犯罪を犯しても無罪放 免されている。軍人・軍属への偏見は、地位

入り込んでいることがある。気づき次第指摘 しているが、後を絶たない。

反社会的なマフイア関係者は、交流事業から は排除すべき。

協定が無くならない限り、解消されない。 統一教会、オウム関連団体等が、素性と目的

を隠して勧誘を行う目的で、交流事業の中に

短期滞在で健康保険証を取得し、高額医療を 受けて帰国する外国人は、札幌市の財政を破 綻させるもので協力は出来ない。

本市に住所を有する外国人のうち、出入国管 理法の規定による在留資格を有し一定期間以 上滞在する方は、いずれかの公的医療保険 (健康保険) に加入する義務があり、加入し

(前ページと同内容)

た公的医療保険から保険給付を受けることと なります。

また、札幌市が財政支出を行っている公的医 療保険には、国民健康保険、後期高齢者医療 制度の二つがありますが、これらの外国人加 入者にご指摘の事実があるかどうか承知をし ておりません。

多文化共生を尊重し過ぎて川口市の様になら ないか心配。

地域におけるトラブルを未然に防ぐため、外 国人市民に日本の生活習慣や文化を理解して もらう取組や、孤立させないための支援に取 り組んでいきます。

愛知県などでは「多文化共生推進プラン」の概 要版が「やさしい日本語」や「多言語化」され ている。ぜひ外国人市民にも基本方針を周知 して意見を取り入れる仕組みを。

基本方針概要版の英語版を作成・公表する予 定です。

経済的に繁栄している大都市は、その国以外 の文化も入り込んでいて伝統のみに基づく生 活をしていない。外国の文化が混ざった現代 の生活を楽しんでいて、大都市が国際化し、伝 統文化が縮小する現象が世界規模で起こって いる。大都市では、伝統的な物もあるが、外国 の文化や新しく作られた文化もあるという、 多様性を認める社会の在り方が適している。 多様性を認める時代の到来だと思う。

ご意見のとおり、今日の社会は様々な文化が 入り混じって成り立っており、市民の価値観 も多様であるため、互いを尊重し合い、社会の 構成員として共に歩んでいくことが重要と考 えています。基本方針で掲げた施策の実践を 通じて、目指す姿の実現に取り組んでいきま す。

パブリックコメントについて、プライバシー に配慮して、氏名、住所は匿名を強く希望す る。

建設的な御意見等を寄せていただくため、氏 名及び住所を記載していただいていますが、 氏名等の記載がない御意見等であっても、そ の内容がパブリックコメント手続の趣旨に沿 ったものである場合には、同様に取り扱うこ ととしています。

なお、氏名等の個人情報については、個人情報 の保護に関する法律に従い、プライバシーに 配慮して、適正に取り扱っています。

以上